

赤穂市介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年9月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第55号

赤穂市介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている市内の高齢者施設、障害福祉サービス施設、児童養護施設等（以下「介護サービス事業所等」という。）の負担軽減を図り、事業の継続を支援するとともに、物価高騰による当該施設利用者の負担増加を抑制することを目的として交付する介護サービス事業所等継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、赤穂市補助金等交付規則（昭和63年赤穂市規則第4号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、介護サービス事業所等を運営する法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年10月1日（以下「基準日」という。）において、別表第1に定めるサービス（以下「サービス」という。）を提供し、今後も継続する意思があること。
- (2) 基準日において、サービスの提供を休止していないこと。ただし、サービス提供の一部を休止している場合は、この限りでない。
- (3) 令和7年4月1日から同年9月30日までの間に、サービスの提供実績があること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第2に定める額とする。

2 補助金の交付は、同一介護サービス事業所等につき1回限りとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 介護サービス事業所等継続支援事業補助金誓約書（様式第2号）
- (2) 申請事業所一覧表（様式第3号）
- (3) 介護サービス事業所等の定員数が確認できる書類（別表第1に定める訪問系サービスは除く。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の交付申請等があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条第1項の取消しの決定を行った場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿の備付け)

第8条 交付決定者は、補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助金の交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、補助金に関する事項について交付決定者に報告を求め、又は調査をすることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行し、令和8年3月31日をもってその効力を失う。

別表第 1（第 2 条関係）

区分 1	区分 2	サービス名称
入所系	ア	介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）
	イ	介護老人保健施設
	ウ	養護老人ホーム
	エ	軽費老人ホーム
	オ	認知症対応型共同生活介護
	カ	短期入所生活介護（空床利用型除く。）
	キ	短期入所療養介護（イと同一施設で行われるものを除く。）
	ク	小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに関する部分）
	ケ	児童養護施設
	コ	短期入所（単独型、併設型に限る。）
	サ	施設入所支援
	シ	共同生活援助
通所系	ア	通所介護
	イ	地域密着型通所介護
	ウ	認知症対応型通所介護
	エ	通所リハビリテーション
	オ	小規模多機能型居宅介護（通いサービスに関する部分）
	カ	生活介護
	キ	就労移行支援
	ク	就労継続支援 A 型
	ケ	就労継続支援 B 型
	コ	児童発達支援
	サ	放課後等デイサービス
訪問系	ア	訪問介護
	イ	訪問看護
	ウ	訪問リハビリテーション
	エ	居宅介護支援
	オ	居宅介護
	カ	重度訪問介護
	キ	行動援護
	ク	同行援護
	ケ	計画相談支援
	コ	地域移行支援
	サ	障害児相談支援
	シ	保育所等訪問支援
	ス	居宅訪問児童発達支援

注 1 対象となる介護サービス事業所等は、基準日において現に指定等を受けており、かつ、サービスを提供しているものとする。

2 次に掲げる介護サービス事業所等は、本事業の対象としない。

- (1) 補助金の交付申請日において事業を廃止している事業所等
- (2) 国及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に規定する公共法人が設置する事業所等（指定管理者制度による運営のうち、指定管理費を受領していない事業所等を除く。）
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業、基準該当、地域生活支援事業（移動支援事業、地域活動支援センター等）

3 上記介護サービスに相応する各介護予防サービスは、当該介護サービスとみなす。

4 基準上の設備を共有する介護サービス事業所等であって、高齢者施設と障害福祉サービス施設等を併せて補助を受けることはできない。

別表第2（第3条関係）

定員規模 (人)	補助金額（円）			
	入所系		通所系	訪問系
	ア～ケ	コ～シ		
1～9	55,000	45,000	10,000	13,000
10～19	100,000	100,000	30,000	
20～29	100,000	100,000	50,000	
30～39	100,000	100,000	70,000	
40～49	100,000	100,000	90,000	
50以上	100,000	100,000	100,000	

注 定員規模は、基準日における介護サービス事業所等の定員とする。

様式第 1 号（第 4 条関係）

介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

赤穂市長 宛

所 在 地

法 人 名

代表者名

赤穂市介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて介護サービス事業所等継続支援事業補助金の交付を申請（請求）します。

記

- 1 交付申請（請求）額 金 円
- 2 交付対象事業所 申請事業所一覧表（様式第 3 号）のとおり
- 3 振込先口座

金融機関名	銀行・金庫 信用組合・農協						金融機関 コード				
支 店 名	本店・支店・出張所						店舗コード				
口 座 番 号							口座種別	普通・当座			
フ リ ガ ナ											
口 座 名 義											

4 添付書類

- (1) 介護サービス事業所等継続支援事業補助金誓約書（様式第 2 号）
- (2) 申請事業所一覧表（様式第 3 号）
- (3) 介護サービス事業所等の定員数が確認できる書類（別表第 1 に定める訪問系サービスは除く。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

介護サービス事業所等継続支援事業補助金誓約書

年 月 日

赤穂市長 宛

所在地

法人名

代表者名

赤穂市介護サービス事業所等継続支援事業補助金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。なお、虚偽があることが判明したときは、交付された補助金の全部又は一部を返還します。

- 1 交付要件に該当する介護サービス事業所等を運営しており、今後も継続する意思があります。
- 2 交付された補助金は、サービスの提供に要する経費にのみ使用します。

様式第3号（第4条関係）

申請事業所一覧表

申請者（法人名）

NO	区分1	区分2	サービス名称	事業所等名称	事業所番号	所在地	定員
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

※申請者（法人）名は、様式第1号の法人名と一致させてください。

※区分1、区分2及びサービス名称は、別表1に基づき記載してください。

※高齢者施設と障害福祉サービス施設等を運営している法人は、高齢者施設等により様式第3号を作成してください。

※事業所等名称は、正しく記載してください。

※事業所番号は、申請を行う事業所等の介護保険事業番号又は障害福祉サービス等事業所番号を10桁で正確に記載してください。なお、養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、「なし」と記載してください。

様式第4号（第5条関係）

介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付けで申請のあった介護サービス事業所等継続支援事業補助金については、赤穂市介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付の決定又は却下の区分 決定 ・ 却下
- 2 交付決定額 円
- 3 交付決定者は、赤穂市介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- 4 補助金の交付条件（却下理由）は、次のとおりとする。

様式第5号（第6条関係）

介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



年 月 日付け 第 号で交付決定した介護サービス事業所等継続支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、赤穂市介護サービス事業所等継続支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消額 円
- 2 取消後の補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 3 取消理由